

宮城県選挙啓発促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 本県における国政選挙、県選挙の投票率は、横ばい又は低下傾向にあり、全国の傾向と同様、若年層、特に20代前半の投票率が他の世代と比べて低い状況にある。そのため、若年層の投票率向上を図るとともに、若年層の政治や選挙、社会に対する関心を向上させることを目的とした選挙啓発事業の実施に必要な経費について、選挙啓発に主体的に取り組む学生団体や企業等（以下「実施団体」という。）に対し、予算の範囲内において、宮城県選挙啓発促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 「実施団体」とは、以下の団体をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（ただし、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校に在籍する者により構成される団体

イ 宮城県「選挙啓発サポーター」に登録のある法人等及び教育機関

(2) 「選挙啓発事業」とは、日頃から政治に関して関心を持ち、有権者としての自覚を持って選挙に積極的に参加してもらうために実施団体が行う、次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

ア 有権者、特に若年層が各種選挙に関心を持ち、その投票参加を促す取組であること

イ 本県内で実施され、交付申請を行う年度内に完了する取組であること

ウ その他知事が必要であると認める取組であること

(補助事業者)

第3 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、県内で選挙啓発事業を実施しようとしている実施団体とする。

(交付対象等)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率等は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業とならない。

(1) 選挙の公平・公正を害するおそれのあるもの

(2) 政党その他の政治団体等の利害に関するもの

(3) 特定の個人又は団体の政治活動を伴うもの

(4) 営利や宣伝広告等を目的とするもの

(5) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるもの

(6) その他知事が適当でないと認めるもの

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表2のとおりとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の申請をすることができない。
 - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
 - (3) 政党その他の政治団体
- 4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。
- 5 知事は、第3項第2号に規定する県税の未納に関する事項について、県税事務所長又は県税事務所の地域事務所長宛て照会することができる。

（交付の決定）

- 第6 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは、規則第4条の規定により交付の決定を行い、当該申請者に通知する。
- 2 知事は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を申請者に通知する。

（交付の条件）

- 第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、事前に様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りではない。
 - ア 補助対象経費の総額の30%以内の減額の変更である場合
 - イ 補助事業の目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 知事は、第1号又は第2号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、知事は補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（状況報告）

- 第8 規則第10条の規定による報告は、様式第4号によるものとし、必要に応じ別途知事が指示するところにより提出するものとする。

（実績報告）

- 第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5号によるものとし、別表3に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに行うものとする。ただし、知事は必要と認める場合に別途提出期限を定めることができる。

（補助金の交付）

- 第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとし、その交付に係る請求書の様式は、様式第6号によるものとする。

(証拠書類の保存)

第11 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第12 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月10日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 事業内容、補助率及び補助対象経費等（第 4 関係）

1 補助事業者	2 補助事業	3 補助対象経費	4 補助率
県内で選挙啓発事業を実施しようとしている実施団体	第 2（2）に規定する選挙啓発事業	謝金、旅費、賃金、消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、その他事業を実施する上で必要と認められる経費（ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く）	補助対象経費の範囲内において、1 件当たり 100 千円を上限とする。ただし、千円未満は切捨とする。

注）同一事業者等への単年度当たりの補助上限額は 100 千円とする。

別表 2 補助金交付申請書添付書類（第 5 関係）

添付書類	1 事業計画書（別記様式第 1 号別紙 1） 2 収支予算書（別記様式第 1 号別紙 2） 3 誓約書（別記様式第 1 号別紙 3） 4 納税義務のある実施団体にあつては、納税証明書（税目：全ての県税） 5 定款、規約、会則又は団体名簿等、団体の概要が分かる資料 6 その他知事が必要と認める書類
------	---

別表 3 補助事業実績報告書添付書類（第 9 関係）

添付書類	1 事業報告書（様式第 5 号別紙 1） 2 収支精算書（様式第 5 号別紙 2） 3 領収書等の経費を支出したことが分かる書類の写し 4 補助事業の実施結果が確認できる書類（報告書、成果物、写真等） 5 その他知事が必要と認める書類
------	---